

(記入例)

現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届

令和 5 年 10 月 1 日

中央市長 様

届出者 住所 中央市臼井阿原〇-〇

(申告者) 氏名 中央 花子 ㊟

固定資産税課税台帳に登録されている所有者が死亡したため、中央市税条例第 74 条の 3 の規定に基づき、地方税法第 384 条の 3 に規定する現所有者を申告します。また、この固定資産税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のことを指定しましたので地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

なお、今後本件に係る紛争があった時は、当方にて解決し、貴市には迷惑をかけません。

1 固定資産課税台帳上の所有者（被相続人）※亡くなられた方

フリガナ	チュウオウ タロウ	死亡	
氏名	中央 太郎	年月日	令和 5 年 8 月 1 日
生年月日	明・大・ 昭 ・平 20 年 1 月 1 日		
住所	中央市臼井阿原〇-〇		

2 現所有者代表（相続人代表者）

フリガナ	チュウオウ ハナコ	被相続人	
氏名	中央 花子	との続柄	妻
生年月日	明・大・ 昭 ・平・令 20 年 4 月 1 日		
住所	中央市臼井阿原〇-〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇

3 代表以外の現所有者（相続人）※書ききれない場合は裏面

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	住所	相続分
チュウオウ イチロウ 中央 一郎	子	大・ 昭 ・平・令 20 年 4 月 1 日	中央市臼井阿原〇-〇	
チュウオウ ジロウ 中央 次郎	子	大・ 昭 ・平・令 22 年 4 月 1 日	中央市臼井阿原〇-〇	
		大・昭・平・令 年 月 日		

4 相続登記の予定

<input checked="" type="checkbox"/> 登記手続き予定（令和 5 年 12 月頃まで）	<input type="checkbox"/> 当面登記手続きの予定なし
---	---------------------------------------

5 年内中に相続登記が完了しない場合の翌年度以降の納税通知書・納付書の送付先

<input checked="" type="checkbox"/> 現所有者代表（相続人が複数名の場合、全員の共有名義とみなしてひとつにまとめる）
<input type="checkbox"/> 相続人全員（法定相続分の持分に応じて税額を相続人ごとに分割する）

6 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本等	<input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図	<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書	<input type="checkbox"/> 遺言書	<input type="checkbox"/> その他
---	------------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------------

現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届 とは

土地・家屋の所有者が亡くなった後、相続人などの新たな所有者（現所有者）となった方は、ご自身が現所有者であることを申告する義務があります。本申告書の提出後、被相続人の亡くなった年内中に相続登記が完了しなかった場合、翌年度以降は現所有者の方全員に固定資産税が課税されることとなります。なお、相続登記が完了すると本申告書の提出の有無に関わらず、登記受付日の翌年の4月から始まる年度分から登記簿上の所有者の方に課税が変更されます。

※「現所有者」とは、法定相続人（亡くなった方の配偶者、子など）や遺産分割協議・遺言などにより土地及び家屋を所有することとなる方です。遺産分割がお済みでない場合は、法定相続人全員が現所有者となります。

※正当な事由がなく申告をしなかった場合には10万円以下の過料が科せられる場合があります。

留意点

- ・ 相続権を有する全ての方の同意の上でご提出ください。
- ・ 本申告書は3ヵ月以内にご提出ください。ただし、期限内に相続登記が完了した場合は提出不要です。
- ・ 納税通知書・納付書の送付先を「現所有者代表」と設定した場合であっても、相続登記が完了するまでは相続権を有する全ての方が納税義務者となるため、各相続人は連帯して納税義務を負うこととなります（民法第898条及び地方税法第10条の2）。
- ・ 納税通知書・納付書の送付先を「相続人全員」に設定した場合、翌年度からは法定相続分の持分に応じて税額が分割され、納税通知書・納付書が各相続人に送付されます。ただし、相続登記によって複数の相続人が共有で所有することとなった場合、次年度以降は登記簿の筆頭者などの代表者1人に納税通知書・納付書が送付されます（連帯納税義務）。
- ・ 死亡日や本申告書の提出の時期によっては従来の所有者名で送付される場合があります。
- ・ 本申告書は、相続登記や相続税等の手続きには関係ありません。相続登記に関する事項は甲府地方法務局へ、相続税に関する事項は甲府税務署へお問い合わせください。

添付書類

次のいずれかの書類を添付してください。いずれの書類も、コピーで差し支えありません。

1. 戸籍謄本（被相続人と現所有者代表との関係性がわかるもの）
（表面5の納税通知書・納付書の送付先）
現所有者代表：「現所有者代表の戸籍謄本」または「被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本」
相続人全員：「相続人全員の戸籍謄本」と「被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本」
2. 法務局で作成された法定相続情報一覧図
3. 遺産分割協議書
4. 遺言書（公正証書遺言又は自筆証書遺言は検認済証明書もしくは遺言書情報証明書）
5. その他（相続人がわかる公的な書類）